

物品売買契約書（案）

- 1 契約物品名 3Dプリンタ 2台
- 2 契約金額 ￥ （うち消費税及び地方消費税の額 円）
- 3 納入期限 令和7年3月31日までの間で協議して定める日
- 4 納入場所 愛媛県立松山南高等学校砥部分校
- 5 契約保証金

上記について愛媛県立松山南高等学校長 島瀬 省吾 を甲とし、（落札者）を乙とし、甲乙間において、次の条項により売買契約を締結する。

（総則）

第1条 乙は、頭書の定めにより、別記の品質、規格及び数量の物品を甲に納入しなければならない。

- 2 この契約の締結に要する費用その他この契約に関する一切の費用は、すべて乙の負担とする。

（納入の終了通知）

第2条 乙は、物品を納入したときは、直ちに、甲の定める納品書を甲に提出しなければならない。

（検査）

第3条 甲は、前条の規定により納品書の提出があったときは、その日から起算して10日以内に検査を行うものとする。

- 2 乙は、前項の検査に立ち会うものとし、これに立ち会わなかったときは、検査の結果について、甲に対して異議を申し立てることができない。
- 3 検査に直接必要な費用及び検査のために消耗、変質又はき損した物品に係る一切の損失は、すべて乙の負担とする。

（修補又は交換等）

第4条 乙は、納入した物品の全部又は一部が前条第1項の検査に合格しないときは、修補又は交換により、速やかに良品を納入しなければならない。

- 2 前項の規定により修補又は交換による良品の納入が完了したときは、直ちに、甲の定める納品書を甲に提出しなければならない。
- 3 前項の規定により納品書の提出があったときは、第3条の規定を準用する。

(所有権の移転等)

第5条 物品の所有権は、検査に合格したときをもって、乙から甲に移転するものとする。

- 2 前項に規定する所有権移転の前に生じた物品についての一切の損害は、すべて乙の負担とする。ただし、甲の故意又は過失により生じた損害については、甲の負担とする。

(代金の支払)

第6条 乙は、前条の規定により物品の所有権が移転したときは、甲の定める手続に従って、請求書を甲に提出するものとする。

- 2 甲は、請求書を受理した日から起算して30日（以下「約定期間」という。）以内に乙に代金を支払わなければならない。
- 3 甲は、請求書を受理した後、その内容の全部又は一部が不当であることを発見したときは、その理由を明示してこれを乙へ返付するものとする。この場合において、当該請求書を返付した日から甲が乙から是正した請求書を受理する日までの期間は、約定期間に算入しないものとする。ただし、その請求書の内容の不当が乙の故意又は重大な過失による場合は、請求書の提出がなかったものとする。

(支払及び検査の遅延)

第7条 甲は、その責めに帰すべき理由により、約定期間内に代金を支払わなかったときは、その支払期限の翌日から支払の日までの日数に応じ、支払期限の翌日時点における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号。以下「遅延防止法」という。）第8条第1項の規定に基づく遅延利息の率を乗じて計算した額の遅延利息を乙に支払うものとする。ただし、その額が百円未満であるときは、その全額を切り捨てるものとし、また、その額に百円未満の端数があるときは、その端数の金額を切り捨てるものとする。

- 2 甲は、その責めに帰すべき理由により、検査期間内に検査を行わない場合には、検査期間を経過した日から検査を行った日までの期間（次項において「遅延期間」という。）の日数は、約定期間の日数から差し引くものとする。
- 3 遅延期間の日数が約定期間の日数を超える場合は、約定期間は満了したものとみなし、甲は、その超える日数に応じ、第1項の規定に準じて計算して得た額を乙に支払うものとする。

(代理受領の禁止)

第8条 乙は、代金の受領を第三者に委任してはならない。

(権利の譲渡等)

第9条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。ただし、権利にあつては、書面により甲の承認を得たときは、この限りでない。

- 2 前項の規定にかかわらず、乙は、信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に対し売掛金債権を譲渡することができる。

- 3 前項の規定に基づき売掛金債権の譲渡を行った場合において当該譲渡の通知を受けるまでにした甲の弁済の効力は、愛媛県会計規則（昭和 45 年愛媛県規則第 18 号）の規定に基づき会計管理者が指定金融機関又は指定代理金融機関に支払指示を行った時に生ずるものとする。

（契約不適合責任）

第 10 条 甲は、引き渡された物品が品質、規格又は数量に関して契約の内容に適合しないもの（以下、「契約不適合」という。）であるときは、乙に対し、当該物品の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。

- 2 甲は、前項に規定する場合において、相当の期間を定めて履行の追完の催告をしたにもかかわらず、その期間内に履行の追完がないときは、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次号のいずれかに該当する場合は催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

- (1) 履行の追完が不能であるとき。
- (2) 乙が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
- (4) 前 3 号に掲げる場合のほか、甲が前項の催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

（納入期限の延長）

第 11 条 乙は、納入期限までに物品を納入することができないときは、遅滞なくその理由を詳記して、納入期限の延長を願い出なければならない。この場合において、その理由が乙の責めに帰することができないものであるときは、甲は、相当と認める日数の延長を認めることができる。

（物品の納入遅延）

第 12 条 乙は、自己の責めに帰すべき理由により納入期限までに物品を納入することができなかつたときは、納入期限の翌日から合格品を完納する日までの日数に応じ、契約金額に年 3 パーセントの割合を乗じて計算した額を、遅延損害金として、甲に支払わなければならない。

- 2 前項の日数には、納入の終了通知のあった日から検査を終了した日までの日数を算入しないものとする。

（契約保証金の返還等）

第 13 条 乙は、契約保証金を納付している場合において、第 5 条の規定により物品の所有権を移転したときは、甲に契約保証金返還請求書を提出するものとする。

- 2 甲は、前項に規定する返還請求書を受理したときは、その日から 30 日以内に契約保証金を乙に還付するものとする。
- 3 契約保証金には、利息を付さないものとする。

(甲の解除権)

第14条 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しない場合において、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。

2 甲は、次の各号いずれかに該当する場合は、前項の催告をすることなくこの契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 乙から契約の解除願の提出があったとき。

(2) 乙が納入期限内に契約の履行をしないとき、又は履行する見込みがないと甲が認めるとき。

(3) 乙又はその代理人若しくは使用人が、正当な理由なく、甲が行う検査の実施に当たり甲の指示に従わないとき、又はその職務の執行を妨害したとき。

(4) 乙又は乙の代表役員等、一般役員等若しくは経営に事実上参加し若しくは実質的に経営を支配している者が、暴力団関係者（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団の関係者をいい、愛媛県暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員等を含む。）であると認められるとき。

3 甲は、第1項又は前項の規定により契約を解除したときは、解除した部分に相当する額の10分の1を違約金として乙から徴収することができる。この場合において、乙が契約保証金を納付しているときは、契約保証金を違約金に充当するものとする。

4 乙は、第1項又は第2項の規定により甲が契約を解除したときは、これにより被った損害について、甲にその賠償を求めることができない。

(乙の解除権)

第15条 乙は、甲がこの契約に定める義務を履行しない場合において、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。

(事情変更による契約の変更)

第16条 契約締結後において、天災地変その他の不測の事情に基づく経済情勢の激変により契約内容が著しく不相当と認められるにいたったときは、その事情に応じ、甲乙協議して、書面により契約金額、納入期限その他の契約内容を変更することができる。

(その他)

第17条 この契約に定めのない事項については、愛媛県会計規則及び遅延防止法によるもののほか、甲乙協議して定めるものとする。

この契約の証として本書2通を作成し甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

年 月 日

甲 住 所

氏 名

乙 住 所

氏 名

別記

1 契約物品の内訳

品 名	品質・規格	数 量	金 額
3 Dプリンタ		2	

(金額は税抜き)

2 その他附帯条件
仕様書のとおり